

令和7年12月12日  
保健福祉委員会資料  
健康部生活衛生課

## コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器(AED)の設置について

### 1 目的

「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成30年12月25日 一般財団法人日本救急医療財団)において、心停止の現場から片道1分以内の密度(半径150mに1台)でAEDを設置することが推奨されている。

そのため、24時間使用可能なAEDが半径150m以内にない地域(以下「不足地域」)に所在するコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)に対し、区の費用負担によりAEDを設置することで、応急救護体制の充実及び救命率の向上を目指す。

### 2 実施方法

区とコンビニ本社との間で設置に関する協定を締結し、不足地域にある24時間営業の店舗に、保守付の借上によって調達したAEDを設置する。

設置店舗に関しては、ホームページ等で公開し、あわせて店舗入口にAEDが設置されている旨を示すステッカーを掲出することで、周知を図る。

また、設置店舗においては、救命目的でAEDの貸出要請があった際に、適切に受け渡しを行う。

### 3 協定締結機関

(1) 台東区

(2) コンビニ各社

株式会社ファミリーマート、株式会社ローソン、株式会社エル・ティーエフ、

株式会社ローソンストア100、ミニストップ株式会社

### 4 協定書(案)

別紙1の通り

### 5 設置予定台数

17店舗/17台 詳細は、別紙2の通り

### 6 予算額

79,420円

## 7 今後の予定

令和7年12月 協定締結  
令和8年 3月 AEDの設置

## (案)

## 自動体外式除細動器設置に係る協定書

台東区(以下「甲」という。)と ●●●●(以下「乙」という。)は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、台東区における応急救護体制の充実及び救命率の向上のため、乙の直営店及びフランチャイズ加盟店(以下「乙店舗」という。)の一部におけるAEDの設置に係る事項を定めるものとする。

## (AEDの設置)

第2条 甲は、台東区内における乙店舗の一部にAEDを設置するものとし、乙はこれに同意するものとする。

2 AEDを設置する乙店舗(以下「設置店舗」という。)及びAEDの設置台数は、甲及び乙が協議の上で定めるものとし、甲は、当該協議に当たり、乙店舗の建物所有者又は店舗経営者の意向によりAEDを設置できない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

3 設置店舗は、設置店舗の営業時間内に、設置店舗周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた住民等が救命を目的としてAEDの使用を申し出た場合、できる限りこれに応え、住民等にAEDを使用させる(以下「受渡し」という。)よう努めるものとする。この場合において、設置店舗は、AEDの取扱説明、補助及び使用の義務は負わないものとする。

4 前項後段の規定にかかわらず、甲は、設置店舗自らの意思でAEDを使用することを妨げない。

## (設置の要件・費用負担)

第3条 甲は、乙及び設置店舗(以下「乙等」という。)協議の上、設置店舗の適切な場所にAEDを設置するものとし、乙は、本協定に定める条件で、AEDが設置された場所を甲に対して無償で使用せるものとする。

2 AEDの設置・撤去、保守・点検、備品・消耗品の交換等、設置店舗のAEDに係る一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、次条第2項及び第5条第1項の規定による連絡に係る通信費は、乙が負担するものとする。

3 乙は、甲が指定するステッカー等を、設置店舗入口付近の見やすい場所に掲示し

て、設置店舗にAEDが設置されていることを住民等が認知できるよう努めるものとする。

(保守点検)

第4条 甲は、定期的に設置店舗に設置したAEDの点検を行い、適切に管理するものとする。

2 設置店舗は、AEDが使用可能な状態にあるか、定期的にインジケータのチェックを行うよう努め、AEDに異常があると判断したときは、速やかにこれを甲に連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他の必要な対応を行うものとする。

(使用後の対応)

第5条 設置店舗は、設置店舗に設置したAEDが使用された場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

2 甲は、設置店舗のAEDが使用されたときは、消耗品等の補充その他の必要な措置を行うものとする。

3 甲は、設置店舗の外でAEDが使用されたときは、当該AEDを再び使用できる状態にした上で、当該設置店舗に再度設置するものとする。

(講習)

第6条 甲は、乙等からの要望があった場合、必要に応じ、動画や講習等の方法によりAEDの取扱いその他の応急手当に関する知識習得のための案内を行うものとする。

(住民等への広報)

第7条 甲は、本協定に定める事項に関し、甲のホームページ等を通じて、住民等に対して次の事項を周知するものとする。

(1)設置店舗の所在地に関すること。

(2)設置店舗は、AED の受渡しのみを行い、当該設置店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(3)設置店舗の営業時間外及び改裝等により当該設置店舗が営業していない場合は、当該期間は当該設置店舗のAEDの利用ができなくなること。

(店舗の開店・閉店等)

第8条 乙は、台東区内に新たに乙店舗が開店する場合は、速やかに甲に連絡し、AEDの設置について協議するものとする。

2 乙は、設置店舗が閉店又は何らかの理由によりAED設置及び使用が困難となる

場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による連絡を受けたとき、当該店舗におけるAEDの使用、設置及び撤去について乙と協議するものとする。

(責任の所在・免責)

第9条 乙は、専ら乙等の故意若しくは重過失に起因する事由によりAEDを紛失し、又は毀損したときは、当該AEDと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、甲に対し賠償しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する場合を除き、AEDの設置・保管、受渡し、住民等によるAEDの使用等に関し、甲又は第三者に対して生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和8年(2026年)3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲乙から書面による異議の申し出がなければ、更に1年間延長するものとし、その後においても期間が満了した場合と同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
東京都台東区長 服部 征夫

乙 所在地  
会社名  
代表者役職・氏名

# コンビニエンスストアへのAED設置予定一覧(令和7年11月21日現在)

(別紙2)

